

通年議会の事例

| 項目 | 大津市 (H25.6～) | 守山市 (R1.10.16～) |
|--------|--|--|
| 会期 | 定例会を年1回招集 (自治法 102 条第 2 項) 招集された日から翌年の 4 月末日までの間で定める (大津市議会会議条例) ※例年 5 月中旬に招集 | 10 月 16 日から翌年 10 月 15 日までの 1 年間 (守山市議会の会期等に関する条例) 自動的に継続 (自治法 102 条の 2 第 1 項) |
| 会議 | 定例会は 5 月に開会し、6 月、9 月、11 月及び翌年の 2 月に再開 ・招集会議 定例会の招集により開く会議 ・通常会議 定例的に開く会議 ・特別会議 市長又は議員からの要請に基づき、緊急に開く会議 | ・定例会会議／次に掲げる間にある日 (1) 2 月 20 日から 3 月 31 日まで (2) 5 月 25 日から 7 月 5 日まで (3) 8 月 20 日から 10 月 5 日まで (4) 11 月 15 日から 12 月 25 日まで ・臨時会議 |
| 一時不再議 | 議会で議決された事件については、同一の審議期間中は再び提出することができない。 (会議条例第 8 条) | 議会で議決された事件については、その定例会会議または臨時会議の期間中は再び提出することができない。 (会議規則第 15 条) |
| 委任専決処分 | 会議条例第 6 条の 5 に規定 (1) 訴訟物の価額が 1,000,000 円以下の訴訟の提起 (2) 1 件 100,000 円以下の市の現金又は物品の亡失又は毀損があった場合において、法第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定による市職員の損害賠償責任の免除に関すること。 (3) 1 件 1,000,000 円以内において法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。 (4) 目的物の価額が 1 件 1,000,000 円以下の事件についてする和解及び調停に関すること。 (5) 1 件 100,000 円未満の権利放棄に関すること。 | 議決による専決処分事項の指定 1 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号に規定する 50 万円以下の和解に関すること。 2 地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号に規定する法律上その義務に属する 50 万円以下の損害賠償の額を定めること。 3 地方自治法第 243 条の 2 第 8 項の規定に基づき、職員の 50 万円以下の賠償責任を免除すること。 4 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号に規定する訴えの提起、和解および調停のうち、その目的の価額が 200 万円以下の金銭債権に係るものに関すること。 |

| | | |
|------------|--|--|
| | <p>(6) 法第9条の5の規定による市の区域内に新たに土地を生じたときの土地の確認に関すること。</p> <p>(7) 市営住宅の家賃の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</p> <p>(8) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約で、その変更に係る金額が契約金額の10分の1の額(その額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円)以内であるもの</p> <p>(9) その経費の財源が国庫支出金又は県支出金である衆議院議員、参議院議員、滋賀県議会議員又は滋賀県知事の選挙に係る補正予算に関すること。</p> <p>※年度末の条例改正や補正予算は、3月31日に特別会議を開催</p> | <p>5 会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の改正に関すること。</p> <p>6 会計年度末における地方交付税等の一般財源、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、地方債、基金積立金等の計上に伴う予算の補正に関すること。</p> <p>7 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。</p> <p>8 災害および突発的な事故により、必要となる維持補修、工事または支援活動であって緊急を要する歳入歳出予算の補正に関すること。</p> <p>※制度導入にあたり5以下を追加</p> |
| 会議録の調製 | 審議期間ごとに作成 (会議規程第51条) | 定例会会議または臨時会議ごとに作成 (会議規則第123条) |
| 発言の取り消し・訂正 | 審議期間中に限り可能とする (会議規程第40条) | その定例会会議または臨時会議の期間中に限り可能とする (会議規則第62条) |
| 委員会の継続審査 | <p>「閉会中」もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは (委員会条例)</p> <p>※年度末の通常会議最終日に、各委員会の調査事項を諮っている。</p> | 「次の会期において」もなお審査を継続する必要があると認めるときは (会議規則第73条) |
| 検討の経過 | <p>大災害や緊急の行政課題などに議会が主体となって柔軟に本会議を開催することができ、またそれ以外の時期に常任委員会などで継続して調査や審査を行うなど、市政への監視機能が強化されます。 (市HP)</p> <p>通年議会の検討の必要性を感じていたところ、平成24</p> | <p>会期を1年間とすることで、災害時などの突発的な事案にも即時の対応が可能など、市民のさらなる期待に添える議会運営の推進を図ることができます。 (市HP)</p> <p>平成24年の地方自治法改正で通年会期が可能になったことから検討を開始し、平成29年から検討を本格化。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>年7月のいじめ問題、同年8月の市南部集中豪雨の際、6月定例会後の閉会中で議会全体としての対応ができない状況であった反省から、絶え間ない執行部への監視体制と災害に対する危機管理体制が必要であることを痛感し、通年議会の導入へ動いた。</p> <p>平成 25 年 5 月 17 日の本会議で関係議案を可決、公布の日から施行。</p> <ul style="list-style-type: none">・大津市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例・大津市議会会議規則の一部を改正する規則 <p>※いずれも当時。現在は、大津市議会会議条例</p> | <p>議会改革特別委、議運での議論（16回）、視察（7回）等を行い、平成 31 年 3 月 26 日の本会議で関係議案を可決、令和元年 10 月 16 日施行。</p> <ul style="list-style-type: none">・守山市議会基本条例の一部を改正する条例・守山市議会の会期等に関する条例・守山市議会会議規則の一部を改正する規則・守山市議会委員会条例の一部を改正する条例・市長の専決処分事項の指定につき議決を求めることについて |
|--|--|--|